

## 報告第13号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成30年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月10日報告

小松島市長 濱 田 保 徳

## 平成30年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の補正は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成31年3月29日 専決第5号

小松島市長 濱 田 保 徳

# 第 1 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 変 更

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額	
			変 更 前 の 額	変 更 後 の 額
① 競 輪 事 業 費	1 総 務 費	競 輪 施 設 整 備 事 業	40,000	22,377